

# 第17回秋田草刈唄全国大会 in にかほ

6月16日(土)開催!

にかほ市で古くから唄い継がれてきた『秋田草刈唄』の正しい伝承と普及のために「秋田草刈唄全国大会 in にかほ」を開催します。回を重ね、ことしで17回目。皆さんの参加をお待ちしています。

## 大会出場者募集!

- 大会日時 6月16日(土) 午前9時開演
- 会場 仁賀保勤労青少年ホーム
- 出場資格 プロ、アマを問わず
- 部門および定員
  - 大賞の部… 100名(年齢オープン)
  - 高齢の部… 80名(大会当日満70歳以上)
  - 年少の部… 制限なし(中学生以下)
- 申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、申し込み(開催要項、申込書は市内3公民館に備え付け)
- 参加料 2,000円(年少の部は無料)
- 申込期限 5月4日(金)必着

## 実行委員とスタッフ募集!

- 大会の趣旨に賛同する皆さん(個人はもちろん、グループ、年齢を問わず)の協力を広く募っています。
- ①実行委員…大会の開催に関する企画、運営等、主体となって取り組んでくださる方
  - ②スタッフ…大会の開催に関する準備、当日の会場でお手伝いをしてくださる方  
例…ステージ進行補助など

**申込・問合せ先**  
秋田草刈唄全国大会 in にかほ実行委員会  
(社会教育課内) ☎38-2171

## 消費生活相談員

## ◆臨時職員の募集◆

- 消費者を取り巻く環境が多様化・複雑化する現在、より専門的な相談窓口を目指して、にかほ市に『消費生活相談員』を配置します。有資格者だけでなく、相談員資格取得を目指す意欲のある方も歓迎。消費者の側に立つて問題解決に取り組み、被害防止の啓発活動にも積極的に参加できる方を募集します。
- 業務内容**
- ・にかほ市の消費生活相談
  - ・消費生活の情報収集、消費者啓発ほか
  - 応募資格**
  - ・市内在住(在住予定可)
  - ・パソコン(ワード、エクセル)操作ができる方
  - ・市役所庁舎に通勤できる方
  - ・業務に関する知識と意欲を持ち、次のあくウイずれかの資格を有する方または、資格取得の見込みがある方
  - ア) 消費生活専門相談員
  - イ) 消費生活アドバイザー
  - ウ) 消費生活コンサルタント

- 応募書類**
- ・履歴書
  - ・資格証明書等の写し
  - ・作文(『消費生活相談員として取り組みたいこと』800字程度)
- 募集人員** 1名
- 勤務期間** 24年4月1日～9月30日(更新有り)
- 勤務日等** 24年4月1日～9月30日(更新有り)  
前8時30分～午後5時15分
- 賃金** 5,750円/日
- その他 通勤手当有り、社会保険なし
- 申込期限** 4月27日(金)必着(郵送または直接持参)
- 選考方法** 書類審査後、面接
- 申込・問合せ先**  
〒018-0492  
にかほ市平沢字鳥ノ子淵21  
生活環境課(仁賀保庁舎)  
☎32-3043



## ▼後期高齢者医療保険料は…

$$\text{保険料額} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \quad (\text{所得} \times \text{所得割率})$$

- 均等割額 → 県内の加入者全員が等しく納める
- 所得割額 → 加入者の所得に応じて納める

- ◆にかほ市の窓口は…  
市民課国保年金班  
http://www.akia-kouki.jp/
- 秋田県後期高齢者医療  
広域連合業務課  
☎018-853-7155
- 同総務課  
☎018-838-0610
- 金浦市民SC  
☎38-32-3032
- 象潟市民SC  
☎43-750000

◆保険料率等に関する  
問い合わせは…

2年ごとに改定される保険料率は「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。秋田県内の市町村では、同広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆さんに送付しています。

今回の保険料率改定では、医療費増加等の要因により、保険料も引き上げられることになりました。算定の経緯等は同広域連合ホームページを参照してください。疑問や質問等は同広域連合へ問い合わせください。

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改定されます。平成24年度は改定の年になり、保険料率が変わります。所得に応じた軽減措置は、これまでと同じ割合で継続されます。改定後の率に基づく保険料額は7月中旬に通知する予定です。

## 後期高齢者医療保険料率の改定

## ▼賦課限度額の変更

	平成23年度まで	平成24年度から
賦課限度額	50万円	55万円

## ▼所得割額の軽減措置

被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)	軽減割合
58万円以下 ※年金収入のみの場合は、年金収入153万円～211万円以下	5割

## ▼保険料率の変更

	平成23年度まで	平成24年度から
均等割額	38,925円	39,710円
所得割率	7.18%	8.07%

## ▼均等割額の軽減措置

世帯主および被保険者の総所得金額等が下の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 平成23年度まで	均等割額 平成24年度から
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,800円	5,900円
基礎控除額(330,000円) + 245,000円 × 被保険者数(世帯主である被保険者を除く)	9割	3,800円	3,900円
基礎控除額(330,000円) + 245,000円 × 被保険者数	5割	19,400円	19,800円
基礎控除額(330,000円) + 350,000円 × 被保険者数	2割	31,100円	31,700円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,800円	3,900円